

令和3年度事業計画

令和2年中の県内における交通事故発生状況は、発生件数3,076件（前年比-408件）、死者数64人（前年比-29人）、負傷者数3,547人（前年比-539人）となった。

発生件数、死傷者数の全てが前年より減少し、発生件数と負傷者数は15年連続で減少し、死者数は昭和27年の59人以来、68年ぶりに70人を下回り、令和2年新潟県交通事故死者抑止目標である「第10次新潟県交通安全計画期間中最小」とする目標を達成することができた。

しかし、平成16年以降17年連続して全死者数に占める高齢者の割合は半数を超えている。

このため、当協会は昨年の県内交通事故の特徴である

- ・ 高齢者の交通事故死者数は近年減少傾向にあるものの、死者数に占める高齢者の割合が4年連続で全死者の6割を超え、かつ17年連続で過半数を占めていること、更には高齢者の加害事故も多く発生していること
- ・ 歩行中や自転車乗車中の交通事故が、高齢者、子どもや高校生に多く発生していること
- ・ チャイルドシート及び後部座席のシートベルトの着用率及び自動車乗車中事故死者の着用率が相変わらず低いこと
- ・ 飲酒運転追放世論の高まりや厳罰化にもかかわらず、依然として飲酒運転による重大事故が発生していること

及び「令和3年新潟県交通安全対策基本方針」等を総合的に勘案して、当協会の令和3年の活動重点を昨年に引き続き

- 高齢者の交通事故防止
- 歩行者及び自転車の安全確保
- 飲酒運転の根絶
- シートベルトとチャイルドシートの着用の徹底

の4本柱とし、当該重点に沿った交通事故防止諸対策を積極、かつ効果的に推進することとした。

また、新潟県では、「第11次交通安全計画」等を踏まえて、一層効果的な交通安全対策を推進し、交通事故全体の減少を図っていくこととしていることから、関係機関・団体等と緊密な連携を一層保持し、地区交通安全協会と一体となって交通道德の向上と交通事故防止に努め、安全・安心な地域社会の実現に寄与していくために以下の事業を推進する。

1 公益事業

(1) 交通安全に関する広報啓発事業

本事業は、当協会が民間における交通安全活動の中核組織として、また、新潟県公安委員会から唯一「新潟県交通安全活動推進センター」の指定を受けている立場において、交通安全に関する広報啓発・教養訓練等以下の事業を推進することにより、県民の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図り、交通事故のない安全で安心な新潟県に寄与するために実施する。

ア 交通道德の普及啓発と交通安全を図るための広報啓発

県民の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図り、交通事故を防止するための広報啓発事業として、一般県民を対象に以下の事業を実施する。

推 進 項 目	推 進 事 項
交通安全運動の効果的な推進	<p>関係機関等との連携の下に各地区協会と一体となって下記運動の周知と盛り上げを図る。</p> <p>(1) 全国運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 春の全国交通安全運動 4月 6日(火)～15日(木) ・ 秋の全国交通安全運動 9月21日(火)～30日(木) <p>(2) 県の運動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 夏の交通事故防止運動 7月22日(木)～31日(土) ・ 高齢者交通事故防止運動 10月 1日(金)～31日(日) ・ 冬の交通事故防止運動 12月11日(土)～20日(月) ・ 横断歩行者を守る交通事故防止運動 3月 1日(月)～10日(水) <p>(3) 県と共催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者参加型交通安全運動 「いきいきクラブ・チャレンジ100」 9月23日(木)～12月31日(金) <p>(4) その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車安全月間 5月 1日(土)～31日(月) ・ 県民交通安全フェア ～ 交通安全県宣言記念行事 7月14日(水)「新潟テルサ」
交通安全広報の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「交通安全だより」の発行(4月・9月・1月) ・ 交通安全ポスター、リーフレットの作成配布(7月・12月) ・ 交通安全標語、交通安全写真の一般募集(4月～8月) ・ 交通安全カレンダーの作成配布(10月～12月) ・ 飲酒運転追放広報等の推進(12月～1月) ・ ランドセルカバーの配付(2月) ・ 「ハンドルキーパー運動」の広報の推進(通年) ・ シートベルト全席着用のぼり旗の作成掲出(4月～12月) ・ マスメディアを利用した広報(交通安全運動期間) ・ 「交通安全広報の日」の設定による広報の推進(通年) ・ 協会HPによる交通安全広報(通年)
自転車の安全利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車整備店等と連携した整備された自転車の利用とTSマーク貼付の促進 ・ 自転車安全月間の積極的推進(5月1日～31日) ・ 自転車シミュレータを活用した安全教育の推進
	<p>以下の交通安全教育資機材等の計画的整備充実と協会HP等による貸出制度の周知広報を推進する。</p>

交通安全教育資器材等整備及び貸出	<ul style="list-style-type: none"> ・ チャイルドシート(66台) ・ 交通安全DVD(33枚) ・ 広報用テープ(全国運動・一般運動・高齢者向け) ・ 高齢者俊敏性測定器(クイックアーム、クイックステップ) ・ シートベルト兼エアバック体験装置 ・ 酒酔いゴーグル ・ 自転車交通安全教室用具一式
------------------	---

イ 交通安全のための教育訓練

○ 各種大会等の開催

高齢者や子ども等の安全な通行方法の実践及び自転車・二輪車の安全な利用に必要な知識・技能の習得等に関する教育訓練を効果的に実施することにより、高齢者、子ども等の交通事故防止と自転車・二輪車の関与する交通事故防止を図るために、以下の事業を実施する。

推 進 項 目	推 進 事 項
自転車交通安全指導員の育成	自転車安全教育指導員認定講習会の開催(2回) 6月10日(木)=長岡会場 6月14日(月)=新発田会場
交通安全高齢者自転車大会	10月23日(土)新潟市黒埼地区総合体育館で開催する。
いきいきクラブ・チャレンジ100の実施	県と共催で9月23日(木)から12月31日(金)までの100日間、高齢者参加型交通安全運動「いきいきクラブ・チャレンジ100」を実施する。

ウ 交通関係功労者(団体)並びに優良運転者の表彰

交通安全に功労のあった個人・団体・学校等、及び長年無事故・無違反で他の模範である優良運転者を表彰することにより、受賞者(団体等)の更なる交通安全意欲等高め、交通安全活動の活性化を図るために、以下の表彰を実施(上申)する。

推 進 項 目	推 進 事 項
表彰候補者の上申	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通栄誉章緑十字金章・銀章・銅章 対象…交通安全功労者、優良運転者 ・ 全日本交通安全協会会長表彰 対象…団体、事業所、学校、交通安全協会 ・ 関東管区警察局長・関東連合会会長連名表彰 対象…交通安全功労者、優良運転者、団体、事業所、

	交通安全協会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 関東連合会会長表彰 対象…優良職員
表彰の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警察本部長・県協会会長連名表彰 対象…交通安全功労者、優良運転者、団体、事業所、学校、交通安全協会等 ・ 県協会会長表彰 優良職員表彰、交通安全活動業務優良地区交通安全協会表彰

エ 交通安全教育資料、交通安全用品等の普及促進

交通安全教育資料及び交通安全用品を普及することにより、県民の交通安全意識の向上と交通事故被害防止を図るために、以下の事業を実施する。

推進項目	推進事項
交通安全教育資料の 斡旋・無償配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通の教則、交通安全自己診断、自転車の交通安全ブック、交通安全リーフレット・チラシ等交通安全教育資料を交通安全関係団体及び県民へ斡旋又は無償配布(貸出)
高齢者参加型交通安全運動参加者へ反射シール等の配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と共催の「いきいきクラブチャレンジ100」参加者全員に反射材シールと高齢者交通安全リーフレットを無料配布
交通安全用品の斡旋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月14日(水)開催の「県民交通安全フェア」会場において反射材の効果実験、交通安全用品の紹介と斡旋 ・ 協会HP及び「交通安全だより」による反射材グッズの紹介

オ 交通事故相談

交通事故当事者等から交通事故に関する悩みを聞いたり、交通事故に関する知識を教示することにより、交通事故に対する適切な対応を可能にするとともに、経済的、精神的負担の軽減を図るために、以下の事業を実施する。

推進項目	推進事項
交通事故相談所の開設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安協会館1階専用相談室において交通事故相談所を執務時間中に開設、相談を受理する。
交通事故相談担当機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県弁護士会、県交通事故相談所、損害保険関係機関等と連携し、適切な教示に努める。

被害者支援団体との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・ にいがた犯罪被害者支援センター、日本司法支援センター等と連携し、交通事故被害者の支援に協力する。
-------------	--

カ 地区交通安全協会の交通安全事業に対する支援・協力

地区交通安全協会活動の活性化を促進するために、以下の事業を実施する。

推 進 項 目	推 進 事 項
交通安全活動事業に関する指導・調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年間の活動重点の設定 ・ 県下事務局長会議開催 4月23日(金)
会 員 管 理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区交通安全協会活動の広報 ・ 入会の受理、会費の受領 ・ 会員に関する情報の一元的管理及び会員所属地区協会への会員情報の送付
女性部活動等への費用の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子ども、高齢者、家庭等に対する交通安全に積極的に取り組んでいる地区女性部への活動助成 ・ 子ども、高齢者を対象に実施する自転車教室、高齢者交通安全教育、その他積極的な交通安全活動への助成
交通安全教育用資器材の無償貸出	<p>当協会が管理している交通安全DVD、シートベルト・エアバック爆発衝撃体感装置、高齢者俊敏性測定器、自転車交通安全教室用具等の無償貸出</p>

(2) 交通の安全と円滑の確保に寄与する受託事業及び関連事業

新潟県から運転免許行政及び道路使用許可行政に係る事業を受託して適正、かつ効果的に処理することを通じて交通の安全等に寄与するために以下の事業を実施する。

ア 運転免許関係事業…受託事業

○ 更新時講習事業

運転者の交通安全意識の向上と交通事故の防止を図り、交通の安全等に寄与するために優良、一般、違反及び初回の各運転者講習を実施する。

○ 運転免許事務補助(窓口)事業

運転免許窓口業務を適正に処理することを通じて交通の安全等に寄与するために以下の業務を実施する。

- ・ 免許更新者に対する申請手続き
- ・ 再交付申請者に対する申請手続き

- ・ 記載事項変更届出者に対する手続き
- ・ 付随事業

優良運転更新者で免許証郵送希望者の郵送手続き、収入証紙の準備をしてこなかった申請者の利便と更新手続きの迅速化等を図るために収入証紙を販売する。

イ 原付講習…受託事業

原付の関与する交通事故の防止を図り、交通の安全等の確保に寄与する目的で原付免許取得希望者に対し、原付バイクの安全な運転に必要な知識及び原付バイクの操作方法や安全走行に必要な技能を習得させるための法定講習を地区交通安全協会と連携して実施する。

ウ 道路使用許可申請に係る現地調査等事業…受託事業

道路工事等の道路使用に係る交通事故等の道路における危険及び交通渋滞等の道路障害を防止して、交通の安全等の確保に寄与するために、道路使用許可に係る事前・中間及び事後現地調査の業務を実施する。

2 収益事業(公益目的事業に資する事業)

新潟県内における交通の安全と円滑を目的に実施される公益事業活動の推進に資するために行う。

(1) 自動車保管場所証明等に係る事業…受託事業

新潟県からの委託事業として以下の事業を行う。

ア 自動車保管場所証明に係る事業

- 自動車保管場所事務補助
- 自動車保管場所証明に係る現地調査

(2) 施設賃貸等事業

- ・ 当協会会館1階事務室の一部を賃貸する。
- ・ 当協会会館敷地の一部を駐車場として賃貸する。

(3) 証明用写真撮影事業等

運転免許センターにおいて、運転免許証再交付申請者、国外運転免許交付申請者等の利便に資することを目的に運転免許用写真の撮影を行う。

また、運転免許受験者等の利便を図るために収入証紙の売り捌きを行う。

3 主要会議の開催

推 進 項 目	推 進 事 項
評 議 員 会 の 開 催	・ 定時評議員会 6月中旬

理事会の開催	・ 通常理事会 5月下旬、3月上旬
各委員会の開催	・ 運営委員会 5月下旬、2月下旬、必要な都度 ・ 表彰委員会 7月中旬、2月中旬、必要な都度

4 研修会等の開催・参加

事業活動を適正、かつ効果的に推進するために各種職員研修会等を実施する。

各種研修会等の実施 及び参加	<p>[県内会議関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車保管場所・道路使用現地調査員会議 (4月) ・ 県下事務局長会議 (4月) ・ 更新時講習(違反・初回)指導員研修会の開催 (4月、8月2月) ・ 各支所及び関係地区協会の更新時講習指導員に対する公安委員会研修会(8月、2月) ・ 女性部研修会の実施 (10月) ・ 県オートバイ事業協同組合総会 (2月) ・ 新任事務局長事前研修 (3月) ・ 県交通遺児基金理事会 (3月)
	<p>[全国会議関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県道路使用適正化業務担当責任者研修会 (5月) ・ 関東交通安全協会連合会定期総会 (5月) ・ 地域交通安全活動推進委員全国研修会 (6月) ・ 一都十県経理担当者会議 (9月) ・ 自転車安全整備制度推進関東ブロック会議 (10月) ・ 関東交通安全協会連合会専務理事・事務局長会議及び研修会 (10月) ・ 全国交通安全国民運動中央大会分科会 (1月) ・ 全国交通安全協会専務理事等会議 (3月)